

## 横浜マリントワー工事期間中の賑わい創出に関する プロポーザルを実施します！

横浜マリントワーが修繕工事を実施するため、令和4年3月31日（予定）まで休館することに伴い、工事期間中における山下町エリアの賑わいの維持・創出を図るため、仮囲いや塔体等を活用した賑わい創出のための空間演出の企画・運営等を担う事業者を、公募型プロポーザル方式により公募します。

### 1 事業目的

横浜マリントワーは、開港100周年にあわせ、市民の発意でみなと横浜のシンボルとして1961年（昭和36年）に建設され、ピーク時には年間100万人以上が訪れるなど、長く市民に親しまれてきました。

令和4年4月（予定）からの次期運営期間開始に向けて、塔体塗装等の修繕工事を令和4年3月（予定）まで実施するため、その間、横浜マリントワーは休館となります。工事期間中もその存在感を演出し、横浜港のシンボルとしての横浜マリントワーの存在を再度認知してもらうための仕掛けを行い、山下町エリア全体の賑わいの維持・創出を図るため、仮囲いや塔体等を活用した賑わい創出のための空間演出に向けた企画・制作・設置及び運営（イベント実施等）を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定します。

### 2 事業スケジュール(予定)

元年度	9月12日（木）	公募開始
	9月27日（金）	第一回質問書 提出期限
	10月7日（月）頃	質問回答
	10月15日（火）	参加意向申出書 提出期限
	10月18日（金）	提案資格確認結果通知
	10月下旬(予定)	仮設工事に関する資料を提案資格者に提供
	11月8日（金）	第二回質問書 提出期限
	11月15日（金）頃	質問回答
	11月26日（火）	提案書提出
	12月2日（月）	プロポーザル評価委員会（プレゼンテーション、ヒアリング、審査）
	12月中旬	受託候補者決定
	12月下旬頃	横浜市都市美対策審議会（受託候補者の提案内容について） 委託契約締結
	3月31日（火）	令和元年度委託 履行期限
	2年度	4月1日（水）～
3年度	8月31日（火）	設置物の一部撤去（仮囲いを除く）
	3月31日（木）	仮囲いの撤去完了

※工事施工者の施工計画等により、上記スケジュールが一部変更となる可能性があります。

※公募要項等の詳細については、文化観光局の発注情報ページからダウンロードしてご確認ください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/itaku/bunka/>

（裏面あり）

### 3 対象施設情報

横浜マリンタワーは、昭和 36（1961）年に、横浜開港 100 周年記念事業として横浜展望塔株式会社（当時）により、市民の協力のもと建設されました。以来、横浜港のシンボルとして、長く市民に親しまれ、横浜の重要な観光拠点として年間の入場者数が 100 万人に達したこともありました。しかしながら、年々、施設の老朽化や新しい観光施設の誕生などから入場者数が減少し、存続が困難な状況に至りました。

このような状況の中で、市民から保存・活用についての要望が出されたことから、横浜マリンタワーの横浜における位置づけを踏まえ、横浜開港 150 周年に向けて、横浜市がこのマリンタワーを取得し、耐震補強等の再整備を行い、平成 21 年 5 月にリニューアルオープンしました。

名 称	横浜マリンタワー
現在の運営事業者	修繕工事のため休業中
所 在 地	横浜市中区山下町 14 番地 1 他
建物延床面積	4,389.07 m <sup>2</sup>
運営期間中の建物の用途・構造	観光交流施設 低層部：地上 4 階建、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 塔体部：鉄骨造
図 面	建物図面参照
前運営期間中の施設活用状況	30 階 展望フロア 29 階 展望フロア 4 階 レストラン 3 階 マリンタワーホール、アートホール 2 階 交流スペース 1 階 ギャラリーホール、カフェレストラン、バー
都市計画による制限	用途地域：商業地域、建ぺい率：80%、容積率：600% 高度地区：第 7 種高度地区、防火・準防火地域：防火地域
地区計画	山下公園通り地区 地区計画
景観計画	関内地区景観計画
都市景観協議地区	関内地区都市景観協議地区

- ※1 地区計画とは、都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画です。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定めるものです。
- ※2 横浜では、良好な景観の形成を進めるため、景観法に基づく「景観計画」と、横浜市魅力ある都市景観の形成に関わる条例に基づく「都市景観協議地区」を定めています。  
当該地は、建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更などを行う際には、横浜市への届出や協議が必要となります。



お問合せ先

文化観光局観光振興課長 永井 由香

TEL 045-671-3940